

令和4年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（令和3年度実績）について

令和4年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（令和3年度実績）について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年11月22日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、一宮市教育委員会事務点検評価報告を行うため、本案を提出します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 （略）

3 （略）

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

令和4年度
一宮市教育委員会事務点検評価報告書
(令和3年度実績)

令和4年12月
一宮市教育委員会

はじめに

本市教育委員会では、第7次一宮市総合計画で定めている都市将来像「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」の実現に向け、「個性を生かす教育と文化のまちづくり」を目指し、それぞれ具体的な事務事業に取り組んでいます。

これらの事務事業を推進するに当たり、各事務事業が効率的に実施されているか、有効的に行われているかなど随時点検評価していくことが必要であると考えます。加えて、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなりました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

こうしたことから、本市教育委員会では、今後の課題や取組みの方向性を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たし、信頼される教育委員会を推進するため、昨年度と同様に、令和3年度に実施した事業について、学識経験者から意見をいただきながら、点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

今後とも、第7次一宮市総合計画に掲げましたまちづくりの実現に向け、こうした点検及び評価の結果を教育行政の充実推進に活かしてまいりたいと存じますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年12月

一宮市教育委員会

< 目次 >

I	点検・評価制度の概要		頁
1	経緯	1
2	目的	1
3	学識経験者の知見の活用	1
4	選定事業及び点検・評価	1
5	本報告書について	2
II	点検・評価の結果		
N0.	評価対象事業名	担当課名	頁
1	初任者、2年目、3年目研修事業	学校教育課 3
2	いちのみや夢人材育成事業	学校教育課 4
3	キャリア教育推進事業	学校教育課 5
4	運動に親しむ機会の充実事業	学校教育課 6
5	いじめ対策推進事業	学校教育課 7
6	教育支援センター運営事業	学校教育課 8
7	心の教室相談員配置事業	学校教育課 9
8	学校給食啓発事業	学校給食課 10
9	家庭教育支援ボランティア育成事業	生涯学習課 11
10	生涯学習バス運行事業	生涯学習課 12
11	尾西生涯学習センター運営事業	生涯学習課 13
12	G I G Aスクール構想整備事業	総務課 14
	まとめ	 15
III	参考資料		
1	一宮市教育委員会事務点検評価員設置要綱	 15

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)が改正され、平成20年4月から施行されました。今般、地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものです。

2 目的

事務の点検・評価は、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的としています。

3 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会事務局が点検・評価(自己評価)を行い、その結果について評価員会議を開催(2回)し、3名の学識経験者に意見をいただきました。

㊦ 学識経験者

- ・ 岐阜聖徳学園大学 名誉教授 今川 峰子
- ・ 元修文大学短期大学部 教授 三沢 建一
- ・ 修文大学 准教授 佐々木 政司

㊦ 評価員会議

- ・ 第1回評価員会議：令和4年 8月
各課選定事業について説明
- ・ 第2回評価員会議：令和4年10月
各課選定事業の外部評価実施

4 選定事業及び点検・評価

点検・評価の対象事業は、前年度である令和3年度の事業とし、その対象範囲は、一宮市教育委員会の権限に属する諸事業のうち、「個性を生かす教育と文化のまちづくり」等を構成する43事業の中から、各課で選定した12重点事業について点検・評価を実施しました。

事業の点検・評価に当たっては、まず各課が事業点検・評価（自己評価）を行い、その後、評価等の客観性を確保するため、評価員会議において、学識経験を有する者が、対象事業の評価（外部評価）を行いました。

㊦ 点検・評価の結果の構成は、次のとおりです。

- ・教育委員会による点検・評価（自己評価）
 - <事業の目的>
 - <取組状況（前年度数値）>
 - <改善・変更点>
 - <実績評価（妥当性・有効性・効率性）>
 - <今後の課題・取組みの方向性>
- ・学識経験者による評価（外部評価）
 - <評価員評価>

5 本報告書について

この報告書は、市議会へ提出するとともに、ウェブサイトで公表します。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の結果

事業ごとの結果は、次のとおりです。

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
1	初任者、2年目、3年目研修事業	学校教育課
事業の目的		
経験の少ない教員を対象に指導力向上研修を開設し、教育の専門家としての資質と指導力の向上を図ります。		
取組状況（前年度数値）		
<p>○初任者を対象に校外研修会を開催しました。 68人 17回【対面研修6回、オンライン研修11回】 (62人 8回【内所属校における代替研修8回】)</p> <p>○教職に就いて2年目の教員を対象に、校内研修と校外研修を実施しました。 58人 校内研修は各学校2回、校外研修は4回【内オンライン研修1回、オンデマンド研修3回】 (40人 校内研修は各学校1回、校外研修は4回【内オンライン研修2回、オンデマンド研修2回】)</p> <p>○教職に就いて3年目の教員を対象に、校内研修と校外研修を実施しました。 38人 校内研修は各学校2回、校外研修は4回【内オンライン研修1回、オンデマンド研修3回】 (57人 校内研修は各学校1回、校外研修は4回【内オンライン研修2回、オンデマンド研修2回】)</p>		
決算額 0千円 (0千円)		
改善・変更点		
令和3年度から一宮市が中核市に移行し、研修権限が県から移譲されたことに伴い、これまで県が主催していた研修をすべて一宮市が独自に実施することになりました。そのため、一宮市教員育成指標に基づき、研修に一宮市独自の課題や実情に応じた内容を取り入れることで、経験の少ない教員の指導力向上において系統立てた支援を行いました。		
実績評価		
初任者だけでなく、2,3年目などの経験の少ない教員に対し、一宮市教員育成指標を土台として、訪問研修アドバイザーやeラーニングなどのオンデマンドによる研修システムを利用しながら校外研修と校内研修の研修内容の連携を図り、研修を系統立てて実施したことで、教員の資質、授業力及び実務能力の向上を図ることができました。		
妥当性	ここ数年、若手教員はとて多くの人数で推移しています。経験の少ない教員が増えてきており、教員の資質と指導力向上のための取組は不可欠です。	
有効性	研修は、指導主事、教科等指導員、学習指導法・評価研究委員及び研修内容に秀でている教員などが行っており、学校現場の現状に即した内容について研修することができます。	
効率性	コロナ禍においても、eラーニングなどのオンデマンドを利用した研修を実施することで、研修内容・実施日時等の予定を大幅に変更することなく効率的に実施できています。	
今後の課題・取組みの方向性		
一宮市における不登校・いじめ対策の実情など、市独自の今日的な教育問題を改善するために必要な資質能力の向上を目指す必要があります。また、講師についても、希望する者を対象として、訪問研修アドバイザー研修、初任者研修内の指定する研修（全17回中4回）において研修の機会を保証していますが、さらなる機会の保証について検討していく必要があります。今後も研修者の事後レポートの検証や初任者を指導する立場の教職員を対象にした研修内容との系統性の強化を通して、研修内容の見直しを繰り返し実施し、研修内容の充実に努めていきます。		
評価員評価		
講師を含め、経験の少ない教員が年々増えています。こうした少経験者には、授業力の向上とともに、児童生徒とのコミュニケーション力を深め、一人一人の個性に気付けるような研修を実施することで、力量向上を図ることが、喫緊の課題です。今後も、経験の少ない教員にふさわしい研修を実施していただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
2	いちのみや夢人材育成事業	学校教育課
事業の目的		
市内在住の中学生を対象とした4つの取組からなる本事業を実施し、将来の一宮市の発展を担い、日本や世界で活躍できる人材の育成を図ります。		
取組状況（前年度数値）		
<p>○中学生海外派遣（コロナ禍のため、令和2、3年度は中止） 一宮市の友好都市であるトレビーズとの友好親善、国際交流を行うことで、国際的視野を身に付けた人材を育成するために実施しています。</p> <p>○プラチナ未来人材育成塾派遣（コロナ禍のため、令和2年度は中止、令和3年度はオンライン開催） プラチナ構想ネットワークが開催するプラチナ未来人材育成塾へ派遣し、全国から集まる中学生とともに、世界の中の日本、日本の中の愛知・一宮について考えることで、一宮市の将来を担う人材を育成するために実施しています。 ・派遣者数 3人</p> <p>○中学生いちのみや「夢サミット」（令和3年度は、100周年「夢フォーラム」として開催） 市内の中学生が市長・市議会議員・市職員・教育委員などと一宮市の未来像について意見交換することで、これからの一宮市の未来を担う人材を育成するために実施しています。活発に意見交換ができるよう、テーマや話し合いの仕方を工夫し、オンラインで開催しました。 ・参加者数 各3人程度×20校</p> <p>○中学生と市長の「夢トーク」（コロナ禍のため、令和2、3年度は中止） 市長が中学校を訪問し、中学生と一宮市の「今」、中学生の「今」について意見交換することで、郷土を愛し、誇りに思う心の育成のために実施しています。</p>		
決算額 15千円 (0千円)		
改善・変更点		
コロナ禍においても「プラチナ未来人材育成塾派遣」と100周年「夢フォーラム」は、オンラインで開催することで実施することができました。		
実績評価		
コロナ禍であっても、将来の一宮市の発展を担い、日本や世界で活躍できる人材を育成することをねらいとして、取組を進めることができました。		
妥当性	一宮市の発展を担う人材育成をめざし、中学生が自分の考えを主張し、仲間の意見を取り入れるなど、リーダーとしての資質を身につけることのできる貴重な機会となっています。	
有効性	様々な人達と意見交換や交流したりすることは、多様な視点を持って日本や一宮について考えることができ、一宮市の将来を担う人材を育成することにつながります。	
効率性	オンラインでの開催により集合での開催よりも経費を削減するとともに、活発に意見交換ができるよう、テーマや話し合いの仕方を工夫し、内容を充実させています。	
今後の課題・取組みの方向性		
中学生海外派遣については海外での実施が難しい状況であることから、令和4年度から中学生未来リーダー育成塾へ移行をし、一宮市の発展を担う人材育成に取り組めます。「プラチナ未来人材育成塾派遣」「夢サミット」「夢トーク」についてもさらに充実した事業となるよう検討を重ねていく必要があります。		
評価員評価		
本事業は、郷土を愛し、一宮市の発展を担い、日本や世界で活躍する人材を育成するための大変重要な事業です。さらに多くの中学生が参加できるように一層推進していただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」				
No.	事業名	課名		
3	キャリア教育推進事業	学校教育課		
事業の目的				
児童生徒の自分らしい生き方・夢の実現に向け、社会的・職業的自立に必要な能力や態度などを育成します。				
取組状況（前年度数値）				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【中学校での取組】 ○キャリアスクールプロジェクト実施中学校 市内中学校全 19 校、310 クラス、10,796 人 (全 19 校、308 クラス、10,704 人) ○活動実施期間・・・6月～2月 ○各学校の取組 1年 職業調べ、地域の社会人・職業人の話を聞く講演会 2年 マナー講座、職場体験活動 ・職場体験実施校 3 校(0 校)、生徒数 300 人(0 人) ・職場体験事業所数 25 事業所(0 事業所) ・オンラインキャリア教育実施校 8 校(0 校)、生徒数 1,562 人(0 人) 3年 進路学習 決算額 1,868 千円 (1,027 千円) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【小学校での取組】 ○キャリアスクールプロジェクト実施小学校 千秋東小学校 11 クラス、259 人 (1 校、16 クラス、542 人) ○活動実施期間・・・6月～2月 ○学校の取組 地域で働く人から学ぶ[米作り、さつまいも作り] 地域の事業所で働く方から学ぶ など 決算額 70 千円 (70 千円) </td> </tr> </table>			【中学校での取組】 ○キャリアスクールプロジェクト実施中学校 市内中学校全 19 校、310 クラス、10,796 人 (全 19 校、308 クラス、10,704 人) ○活動実施期間・・・6月～2月 ○各学校の取組 1年 職業調べ、地域の社会人・職業人の話を聞く講演会 2年 マナー講座、職場体験活動 ・職場体験実施校 3 校(0 校)、生徒数 300 人(0 人) ・職場体験事業所数 25 事業所(0 事業所) ・オンラインキャリア教育実施校 8 校(0 校)、生徒数 1,562 人(0 人) 3年 進路学習 決算額 1,868 千円 (1,027 千円)	【小学校での取組】 ○キャリアスクールプロジェクト実施小学校 千秋東小学校 11 クラス、259 人 (1 校、16 クラス、542 人) ○活動実施期間・・・6月～2月 ○学校の取組 地域で働く人から学ぶ[米作り、さつまいも作り] 地域の事業所で働く方から学ぶ など 決算額 70 千円 (70 千円)
【中学校での取組】 ○キャリアスクールプロジェクト実施中学校 市内中学校全 19 校、310 クラス、10,796 人 (全 19 校、308 クラス、10,704 人) ○活動実施期間・・・6月～2月 ○各学校の取組 1年 職業調べ、地域の社会人・職業人の話を聞く講演会 2年 マナー講座、職場体験活動 ・職場体験実施校 3 校(0 校)、生徒数 300 人(0 人) ・職場体験事業所数 25 事業所(0 事業所) ・オンラインキャリア教育実施校 8 校(0 校)、生徒数 1,562 人(0 人) 3年 進路学習 決算額 1,868 千円 (1,027 千円)	【小学校での取組】 ○キャリアスクールプロジェクト実施小学校 千秋東小学校 11 クラス、259 人 (1 校、16 クラス、542 人) ○活動実施期間・・・6月～2月 ○学校の取組 地域で働く人から学ぶ[米作り、さつまいも作り] 地域の事業所で働く方から学ぶ など 決算額 70 千円 (70 千円)			
改善・変更点				
令和2年度はコロナ禍により、職場体験活動を実施することができませんでしたが、令和3年度は3校で実施することができました。また、職場体験活動に代わる新しい形態として、オンラインによるキャリア教育を導入した学校が8校ありました。				
実績評価				
小学生の頃から職業について考える場をもち、中学生となり職場体験学習などで様々な職業について考える場を得たことは、働く目的やそのやりがい、働くことの大切さを感じる貴重な機会となりました。オンラインでのキャリア教育では、動画視聴や多種にわたる講師との関わりを通して、職業観や勤労観を養い、自分の生き方について考えることができました。				
妥当性	将来につながる職業観・勤労観を育成することで、将来の社会を支える人材育成の取組となっています。			
有効性	子どもたちが、未来に希望をもち、将来の職業だけでなく、生き方について考えることができる活動となっています。			
効率性	オンラインによるキャリア教育を導入した学校が増えたことで、コロナ禍においても講師から職業について学ぶ機会が確保できるようになりました。			
今後の課題・取組みの方向性				
講演会の講師としてふさわしい地域の社会人・職業人を探すことや、職場体験を受け入れてもらえる事業所の確保は依然として困難で、課題として残っています。市内の講師リストや、職場体験受け入れ業者リストの充実に努めるとともに、オンラインによるキャリア教育もすすめていきます。				
評価員評価				
夢や希望をもてない子どもたちが増えているといわれる中、子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの力で生き方を選択していくことができる知識や能力、態度を育成していくためにキャリア教育の推進は不可欠です。本事業は、子どもたちが社会人・職業人とふれあい、子どもたちを地域ぐるみで支える活動としても有効な取組です。今後も社会の実情に応じて、オンライン形式も含めたキャリア教育の充実、地域の人材育成のためにも事業を続けていきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
4	運動に親しむ機会の充実事業	学校教育課
事業の目的		
<p>子どもたちの健やかな体づくりのため、中学校で総合体育大会・新人体育大会等を実施し、市やスポーツ協会が主催する大会への参加を呼びかけることで、様々な運動に親しむ機会を設けるとともに、小中学校の教員向けに研修を開催します。</p>		
取組状況（前年度数値）		
<p>○中学生：総合体育大会 [13 競技]、新人体育大会 [12 競技] を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一宮市中学校総合体育大会 [陸上競技] 市内中学生出場登録者数 567 人 (中止) ・一宮市中学校総合体育大会 市内中学生出場登録者数 4,185 人※ ・一宮市中学校新人体育大会 市内中学生出場登録者数 3,937 人 (中止) <p>※出場のための登録者数は決められているため、前年度と同数</p> <p>○体育主任者会を5月と2月に計画しておりましたが、2月についてはコロナ禍により中止しました。</p> <p>○プール使用説明会を開催し、水泳授業を実施しました。また、全小中学校で水泳に関する安全の心得、着衣泳について指導をしました。</p> <p>○市やスポーツ協会が主催する市民大会への参加を呼びかける予定をしておりましたが、コロナ禍により中止となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タワーパークマラソン 中止 (中止) ・市民ロードレース大会 中止 (中止) <p>○指導者の審判技術向上のため、研修会の開催を計画しておりましたが、コロナ禍により中止しました。 決算額 5,235 千円 (5,235 千円)</p>		
改善・変更点		
<p>令和2年度から働き方改革の一環として小学校選手権大会及び中学校選手権大会を廃止しました。一宮市中学校総合体育大会 [陸上競技] について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施方法を変更しました。密を回避するために人数を絞ったことにより、参加人数が令和元年度の1,040人から567人に減少しています。</p>		
実績評価		
一宮市中小学校体育連盟主催の中学校の大会は予定通り開催し、運動に親しむ機会を提供することができました。		
妥当性	<p>体力低下が問題視され、運動する機会・時間が減少する中、体力づくりや運動の楽しさを味わう機会を広げることは必要です。また、指導者の力量低下も心配されており、指導技術や審判法を学ぶことは不可欠です。</p>	
有効性	<p>毎年多くの参加者があり、子どもたちの体力向上を図るために有効な事業です。</p>	
効率性	<p>子どもたちが安心して活動でき、安全に大会が運営されるために会場の確保や各種物品の購入は不可欠です。今後、部活動数の減少から大会規模が縮小する可能性があります。</p>	
今後の課題・取組みの方向性		
<p>子どもたちが運動に親しむ機会や運動時間の減少が問題視されている中、より多くの子どもたちが継続して運動に親しむことができるよう、その機会を設ける必要があります。今後、部活動の地域移行に伴い、大会のあり方について検討する必要がありますが、子どもたちの健やかな体づくりを進め、運動への関心を高めるため、本事業を継続して実施していきます。</p>		
評価員評価		
<p>子どもたちを対象として様々な場を設定し、運動に親しむ機会を設けることは、大変意義のある取組であります。今後、部活動の地域移行により運動への多様な参加の仕方を検討するとともに、運動に親しみ、意欲的に取り組む子どもたちが増えるよう、指導者の力量も継続して高めていただきたい。</p>		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
5	いじめ対策推進事業	学校教育課
事業の目的		
児童生徒が学校生活を不安なく楽しく送ることができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために、学校教育課が中心となり、各校のいじめ対策の充実を目指します。		
取組状況（前年度数値）		
<p>「いじめ等対策主任者会」や「いじめ対策研修会」等を開催し、各校にいじめ対策への取組の充実を働きかけています。市や各校の取組をまとめた研究収録を作成し、各校に配布しています。</p> <p>○いじめ等対策主任者会 年2回（年2回） ○夏季集中研修講座 いじめ対策研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 第1回 令和3年5月21日 ・日時 令和3年8月4日 ・場所 一宮市教育センター ※オンライン ・場所 尾西生涯学習センター ・日時 第2回 令和3年11月16日 ・参加者数 66人（45人） ・場所 一宮市教育センター ・参加者数 61人（61人） <p>○研究収録の作成 ・作成部数 150部（150部）</p> <p style="padding-left: 40px;">・内容 各部 [※] の活動報告と全61校のいじめ対策の取組</p> <p style="padding-left: 80px;">※ 対策主任者会・調査部、広報・研修部、子ども支援部</p> <p>○いじめ問題対策連絡協議会 年1回（年1回）→H30にいじめ対策協議会から名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和4年2月2日 ※書面開催 ・内容 いじめ対応に関するアンケート結果や市のいじめ対策の取組のまとめ ・参加者数 16人（18人） <p>決算額 103千円（103千円）</p>		
改善・変更点		
いじめ等対策主任者会の第1回はオンライン開催とし、いじめ問題対策連絡協議会は書面開催とすることで、コロナ禍であっても計画的に進めることができました。また、各校においてピア・サポートなど児童生徒の相互支援を促す活動の実施を推進しました。		
実績評価		
いじめ問題の対策事業は、不登校対策にもつながる重要な事業です。主任者会や研修会に参加した教員には自校で伝達講習を実施し、他の教員にも研修内容を広めるよう工夫しました。		
妥当性	いじめの複雑化等により、いじめが見えにくくなっていることから、いじめの発生を減少させるため、各校のいじめ対策の充実は不可欠です。	
有効性	各校のいじめ対策についての協議や人間関係力を高める研修による、いじめ対策の諸課題についての話し合いは、各校のいじめ対策の推進につながります。	
効率性	活動報告書の一部を冊子ではなく、データ配信とすることで予算削減に努めています。	
今後の課題・取組みの方向性		
<p>今後は、子どもたち自身が当事者意識をもって、いじめ問題を解決しようとする意識をより高め、子どもよりよい人間関係を築く力を継続して育成していく必要があります。また、インターネットを通じて行われるいじめ（ネットいじめ）を含め、「未然防止・早期発見・早期対応」に対する取組を充実させていきます。</p>		
評価員評価		
<p>学校が児童生徒にとって安心して登校できる居場所となるよう、いじめ問題の解消を目指す本事業は重要です。今後もいじめに関する情報を教員間で情報共有することで、各学校が組織的にいじめをなくすような取組を推進し、児童生徒がよりよい人間関係を構築できるような取組を充実させるとともに、いじめの未然防止を学校・地域だけでなく、関係機関との連携も図りながら、事業の運営に努めていただきたい。</p>		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
6	教育支援センター運営事業	学校教育課
事業の目的		
一宮市内4つの教育支援センターに指導員を配置し、不登校児童生徒に対する学習・生活指導を通して社会的自立や学校復帰を目指します。また、何らかの心理的理由によって登校できない児童生徒やその保護者への教育相談や支援を行います。		
取組状況（前年度数値）		
<p>○4つの教育支援センターに指導員を18人配置し、不登校児童生徒の指導にあたりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンシャイン138北指導員 男性5人、女性1人（男性5人、女性1人） ・サンシャイン138南指導員 男性3人、女性1人（男性2人、女性2人） ・ふれあい教室指導員 男性2人、女性2人（男性3人、女性1人） ・ほっとルーム☆きらら指導員 男性2人、女性2人（男性3人、女性1人） <p>○指導員の力量向上のために、研修会と情報交換会を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員研修会 年2回（年2回） 講師1人 参加者数 各回8人（各回8人） ・教育支援センター情報交換会 年10回（年10回） 参加者数 各回4人（各回4人） <p>○不登校で悩んでいる保護者が語り合う場として、「親の会」を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業<夏期・冬期>中 年2回（年2回） 		
決算額 7,278千円（7,098千円）		
改善・変更点		
9月の情報交換会は、コロナ禍であってもオンライン会議の導入で、計画的に進めることができました。		
実績評価		
令和3年度に教育支援センターに在籍した児童生徒は体験を含めて96人で、内16人の児童生徒が登校できるようになりました。また、中学校3年生は、体験のみの生徒を含んで19人が高等学校等に進学することができました。相談活動としては、1年間で電話相談648件、来室相談697件に対応することができました。		
妥当性	不登校児童生徒の出現率は、増加傾向（小R2:1.3%、R3:1.9%、中R2:5.0%、R3:6.8%）にあり、教育支援センターにおける研修会、情報交換会は不登校対策推進のために欠かせません。	
有効性	年々、不登校児童生徒数が増加する中、それに伴い、通室児童生徒も多く、教育支援センターは不登校児童生徒の心の居場所になっています。	
効率性	通室児童生徒や不登校に関する来室相談・電話相談の件数は多く、事業縮小は困難ですが、効率的な事業運営に努めています。	
今後の課題・取組みの方向性		
コロナ禍の中、うまく人間関係を築けずに欠席する児童生徒や、無理に登校する必要はないと考える保護者が増えるなど、不登校の原因は多様化しております。こうした中、一人一人のニーズに合った教育活動ができる経験豊かな人材の確保と環境面の整備が必要です。今後も一人でも多くの不登校児童生徒を社会的自立や学校復帰につなげることができるよう支援方法の工夫に努めていきます。		
評価員評価		
不登校対策は喫緊の課題であり、不登校児童生徒を一人でも減らし、社会的自立や学校復帰につなげるために教育支援センターの取組は欠かせません。今後も居場所づくりの施設としての支援していただくことはもちろん、児童生徒の特性に配慮して、特に中学から高校または専修学校等への進路指導を充実させるとともに、不登校児童生徒やその保護者への教育相談や支援についても尽力していただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
7	心の教室相談員配置事業	学校教育課
事業の目的		
<p>全中学校に心の教室相談員を配置し、生徒、保護者への相談活動を行い、教員とは違う第三者的な存在として悩みや問題を拾い上げ、教員やスクールカウンセラーにつなげます。また、教育支援センターにもサンフレンズ（相談員）を配置し、センターに通う児童生徒の自立を心の面から支援します。</p>		
取組状況（前年度数値）		
<p>全中学校に配置している心の教室相談員は概ね週3日勤務し、生徒、保護者への相談活動を行いました。また、市内4箇所にある教育支援センターでサンフレンズが児童生徒の支援を行いました。</p> <p>○中学校相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員数 23人 (22人) ・相談時間合計 10,030時間 (10,030時間) ・相談件数 7,483件 (6,534件) <内不登校相談件数2,218件 (2,143件) > <p>○サンフレンズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員数 3人 (3人) ・相談時間合計 960時間 (960時間) <p>決算額 10,467千円 (10,467千円)</p>		
改善・変更点		
<p>コロナ禍で中止していた研修会を中学校相談員・サンフレンズともに4回ずつ実施し、よりよい支援の方法について学ぶ機会を設け、相談活動の充実を図りました。</p>		
実績評価		
<p>中学校相談員においては相談件数が令和2年度に比べ949件増え、7,483件となりました。特に、不登校の相談件数は毎年一番多く、生徒や保護者の相談を受け、教員につなぎながら、校内で連携した取組ができました。サンフレンズにおいては、教育支援センターに通う児童生徒の支援をベテラン相談員と協力をしながら行い、児童生徒の居場所作りに努めました。</p>		
妥当性	<p>年々、不登校児童生徒数が増加する中、それに伴い不登校に関する相談件数も多く、不登校児童生徒や保護者から支援へのニーズは高まっています。</p>	
有効性	<p>児童生徒の不安や悩みは多様化しており、その早期発見・早期対応という面においても、教員やスクールカウンセラーにつなぐ相談員の役割は重要なものであるといえます。</p>	
効率性	<p>いじめや不登校等が大きな社会問題となっており、複雑化する社会や家庭環境の中で児童生徒の不安、ストレスは大きく、事業縮小は困難ですが、効率的な事業運営に努めています。</p>	
今後の課題・取組みの方向性		
<p>不登校児童生徒数が増加する中、それに伴い不登校に関する相談件数も依然として多い状況にあります。また、児童生徒の不安や悩みが多様化し、学校での早期発見・早期対応が強く求められています。そのようなニーズに応えるために、相談員の勤務日数を増やし、教員やスクールカウンセラーと連携した相談活動の充実を図るとともに、研修内容の充実にも努めていきます。</p>		
評価員評価		
<p>本事業は、児童生徒の悩みや問題に対し、早期発見・早期対応のため、また、不登校児童生徒が引きこもりにならないようにする上で大変重要な事業であります。今後も児童生徒が安心、安全に学校生活を送るために、不登校児童生徒の居場所作りとなるよう努めていただきたい。</p>		

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
8	学校給食啓発事業	学校給食課
事業の目的		
児童生徒や教職員、保護者、地域住民の関心を高めるとともに、学校給食の意義や役割について理解を深めることを目指します。		
取組状況（前年度数値）		
<p>○学校給食試食会への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数、参加者 14回（24回）、148人（325人） <p>○給食だよりの発行 6月、11月、1月</p> <p>○学校給食献立「あったらいいな！こんな給食 ～ふるさと感じる学校給食～」の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中に募集 ・対象 小学校5・6年生、中学生 ・応募 2,068点（入賞22点、入選19点）（前年度中止） <p>○全国学校給食週間記念事業の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食関連掲示物の展示 1月24日から1月28日（前年度中止） <p>決算額 25千円（0千円）</p>		
改善・変更点		
新型コロナウイルス感染症の影響から、全国学校給食週間記念事業の内、「市長・教育委員と児童の給食交歓会」「市役所レストランでの学校給食提供」を前年度に続き中止しました。一方、前年度は中止とした同レストラン内での学校給食関連掲示物の展示、学校給食献立の募集を再開しました。		
実績評価		
児童生徒、保護者、地域住民に対して学校給食の意義や役割について啓発することで、学校給食への理解を深めることができました。		
妥当性	児童生徒の心身の健全な発達、食に関する正しい理解や適切な判断力を養うために、保護者及び地域住民の理解を得ることが重要です。	
有効性	児童生徒が食への関心を持ち、バランスのとれた食事の重要性を理解することや、保護者及び地域住民が学校給食の意義と現状を理解するために役立っています。	
効率性	事業の実施に際しては、会場を学校や公共施設とする等、経費削減を図り、効率的な実施・運営に努めています。	
今後の課題・取組みの方向性		
学校給食では、児童生徒が望ましい食習慣やマナーを身につけることや食に対する意識向上の他、地域の優れた伝統的な食文化への理解も目標となっています。今後も地場産物を活用した献立や伝統食の提供に必要となる、保護者の地場産物の活用への理解、給食食材としての地場産物の提供への農業従事者等の理解を更に深めるため、本事業を継続して実施していきます。		
評価員評価		
児童生徒や教職員、保護者、地域住民が、学校給食の現状を知るとともにバランスのとれた食習慣や地場産物、地域に伝わる食文化を知ることが大切です。今後も、学校給食事業の目標の実現のため、学校給食啓発事業を積極的に実施し、食育の推進に努めていただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

Plan① 健やかにいきる「施策2 安心して子育てができる環境をつくります」		
No.	事業名	課名
9	家庭教育支援ボランティア育成事業	生涯学習課
事業の目的		
地域で活躍する家庭教育支援ボランティア（「子育てネットワーク」及び「託児ボランティア」）を養成することにより、地域における子育てネットワークの構築と家庭や地域の教育力の向上を目指します。		
取組状況（前年度数値）		
<p>市内在住・在勤で子育て経験があり、「家庭教育支援ボランティア」として活動できる方を対象に「家庭教育支援ボランティア養成講座」を開催しました。また、より質の高い家庭教育支援を目指し、現在活動中の子育てネットワークを対象に「スキルアップ講座」を開催しました。</p> <p>○家庭教育支援ボランティア養成講座（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座回数 8回【内オンライン4回】（0回） ・受講者数 延べ16人<活動希望者1人>（0人） <p>決算額 106千円（0千円）</p> <p>○子育てネットワークスキルアップ講座（隔年開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座回数 5回【内オンライン2回】（0回） ・受講者数 延べ52人（0人） <p>決算額 26千円（0千円）</p>		
改善・変更点		
講座前半が緊急事態宣言の期間にかかることになり、開催が危ぶまれましたが、宣言期間中の講義をオンラインで受講できるように変更することで全て開催することができました。		
実績評価		
コロナ禍での開催となったこともあり、養成講座の受講者が少なく、ボランティア登録者の増加につなげることができませんでした。スキルアップ講座については、活動中の子育てネットワークのスキルアップを図ることができました。		
妥当性	核家族化の進行などにより育児不安になる親は増加しており、地域において気軽に相談できる人材が求められています。また、市が家庭教育事業を広く展開するためには、ボランティアの協力が不可欠です。	
有効性	地域で活躍するボランティアの増加を図ることは、市の家庭教育事業の拡充・発展につながります。	
効率性	市の事業への参加・協力を依頼するボランティアの育成であるため、受益者負担を求められませんが、講師の一部を市の専門職員（保健師、栄養士等）に依頼するなど効率的な運営に努めています。	
今後の課題・取組みの方向性		
コロナ禍や家庭の事情等により、家庭教育支援事業に参加・協力してもらえるボランティアが不足気味であり、ボランティア登録者数も減少傾向にあります。今後も養成講座を継続し、より多くの家庭教育支援ボランティアを養成するとともに、ボランティアのスキル向上に努めていきます。		
評価員評価		
長引くコロナ禍において「新しい生活様式」が求められる中、子育てを取り巻く家庭や地域の環境は変容し、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。今後も家庭教育支援ボランティアの養成・育成を積極的に進め、地域で安心して子育てができる環境づくりに努めていただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
10	生涯学習バス運行事業	生涯学習課
事業の目的		
教育委員会や市が主催する事業・活動（公的行事）のほか、各種団体が行う学習活動に対して生涯学習バスを運行することにより、市民の生涯学習の振興を目指します。		
取組状況（前年度数値）		
<p>生涯学習バス2台を保有し、教育委員会や市の主催事業のほか、女性団体、文化団体、スポーツ・レクリエーション団体等を対象に運行しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度以降は運行を休止していましたが、令和3年10月1日から行き先や人数等に一部条件を付して再開しました。</p> <p>○運行回数 41回（2回） （内訳）・マナビィ号Ⅰ 21回（1回） ・マナビィ号Ⅱ 20回（1回）</p> <p>○利用人員 639人（7人） （内訳）・マナビィ号Ⅰ 332人（1人） ・マナビィ号Ⅱ 307人（6人）</p> <p>決算額 11,409千円（13,409千円）</p>		
改善・変更点		
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数を本来の定員の半分の18人までとし、行き先を片道1時間程度で到着する施設に制限しました。また、窓開け走行のため高速道路の利用は不可とするなどの感染対策を行いました。		
実績評価		
下半期から運行を再開できたものの、まん延防止等重点措置期間中は休止したため、実際の運行期間は短くなりました。さらに、稼働率も26.5%（運行回数41回／運行可能回数155回）と低い結果となりました。		
妥当性	長引くコロナ禍にあって、バスを利用する団体活動のニーズには偏りがあり、全体として低迷しています。	
有効性	日頃の活動と異なり、現地に赴いての学習活動は、学習効果を高めることや活動の幅が広がることにつながります。	
効率性	運行休止日数を考慮した管理委託とすることでコストの効率化に努めましたが、運行の有無にかかわらず一定の維持管理費がかかるため、コストの大幅低減は困難です。なお、生涯学習バスは、法律上、有償での運行は認められていません。	
今後の課題・取組みの方向性		
バスの買替え時期到来を機に、事業の今後について検討し、車両の購入・維持管理費やバス事業を取り巻く社会情勢を踏まえ、令和4年11月末をもって生涯学習バスの運行を終了することとしました。なお、運行終了後の公的行事には、民間の大型バスを借り上げます。また、市民団体に対しては、経過措置として、令和4年12月から令和5年3月の間、民間バスを借り上げる費用の一部を補助します。		
評価員評価		
生涯学習バス運行事業は長年にわたり実施されてきた事業ですが、事業の終了は、費用対効果はもとより、事業が時代に合っているかどうか検討した結果であると思います。今後とも、時代に即した生涯学習推進事業の展開に努めていただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
11	尾西生涯学習センター運営事業	生涯学習課
事業の目的		
生涯学習の拠点施設として、各種講座を開催して学習意欲を高めるとともに、会議室やホール・講堂などを広く市民に貸し出すことで、市民の生涯学習の機会と場を提供します。		
取組状況（前年度数値）		
各種講座の開催や施設の貸し出しなどを行い、市民の生涯学習を推進しています。		
○生涯学習講座		
<ul style="list-style-type: none"> ・内 容 パソコン（入門・ワード・エクセル等）、料理（家庭料理・男の料理等）、芸術（水彩画・書道・フラワーアレンジメント・手芸）の各種講座を開催しました。 ・講座数 15 講座（0 講座） ・受講者数 延べ 1,068 人（0 人） 		
○会議室等の貸し出し		
<ul style="list-style-type: none"> ・貸館利用者数 延べ 103,246 人（50,443 人） 		
○参考事業＜尾西公民館文化祭＞		
<ul style="list-style-type: none"> ・内 容 尾西地区公民館活動の自主グループとして、尾西生涯学習センターで活動しているグループの芸能等のステージ発表、絵画や書などの展示発表、茶道の実技発表 ・開 催 新型コロナウイルス感染症拡大防止及びワクチン接種会場となったため開催中止 		
決算額 8,324 千円（6,531 千円）		
改善・変更点		
令和 2 年度から講座受講料を 1 回につき 250 円徴収することにしました。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定員を以前の半数にして実施しました。なお、令和 2 年度はコロナ禍のため全講座中止としました。		
実績評価		
講座定員を半数にし、ソーシャルディスタンスを確保したなかで、生涯学習の場を提供しました。会議室等の利用状況は使用定員の半数を呼び掛けるなかで、延べ 10 万人以上の利用があり、生涯学習の場の提供に大きな役割を果たすことができました。		
妥当性	市民が知識や教養を高めるために、学習の機会や場の充実が求められており、この事業の果たす役割は重要です。	
有効性	地域住民に生涯学習の場を提供することにより、多様化する学習需要への対応ができています。	
効率性	講座の開催にあたっては、講座内容や講師を検討するなど、限られた予算で最大の効果を生むべく努力をしています。	
今後の課題・取組みの方向性		
今後も随時、講座内容や講師を検討し、充実した内容の講座の提供に努めていきます。また、会議室等の貸し出しにおいては、施設の保守・保全を行い、生涯学習の場の提供に努めていきます。		
評価員評価		
多様な世代のニーズに応えた講座、機会や場所の充実を望む声が高まっています。引き続き、魅力ある内容の講座を提供するとともに、自主的なグループ等に対する学習活動の場の提供に努めていただきます。		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」		
No.	事業名	課名
12	G I G Aスクール構想整備事業	総務課
事業の目的		
市内全小中学校に順次、無線LAN及びタブレット型パソコン（端末）を導入し、導入後は安定稼働するよう維持管理することで、児童・生徒がICT（情報通信技術）機器を活用して学び・育つ環境を整備します。		
取組状況（前年度数値）		
<p>○端末等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習者用 29,688 台（1,676 台）、指導者用 1,385 台（21 台）、充電保管庫 439 台（46 台）及びプロジェクター 1,009 台を整備しました。 <p>○ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校から 1Gbps の速度の専用回線を整備し、全学校の普通教室等に無線アクセスポイントを 1,310 台（172 台）導入しました。 <p>○ICT支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の利活用を促進するため、小中学校 61 校に対し 7 人（小学校 7 校に対し 1 人）の ICT 支援員を配置しました。 <p>○その他消耗品等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習者端末用ケース 31,364 個、学習者及び指導者端末用タッチペン 32,649 本、指導者用ヘッドセット 1,285 台及び充電機能の無い端末保管庫 22 台を購入しました。 <p>決算額 2,271,188 千円（74,744 千円）</p>		
改善・変更点		
学習者用端末数が 1,676 台から 31,364 台となりました。		
実績評価		
学習者用端末数が児童・生徒 1 人に 1 台分の端末を補うことができる 31,364 台となり、併せて専用回線によるネットワーク等を整備したことにより、G I G Aスクール構想を実現するための環境が整いました。		
妥当性	一人一人の個性に合わせた教育を進めるうえで、児童・生徒 1 人に 1 台の端末と高速ネットワークを整備する G I G Aスクール構想の果たす役割は重要です。	
有効性	主体的・対話的で深い学びを実現するアクティブ・ラーニング（教員の一方的な講義形式の授業ではなく、児童・生徒が能動的に考え、学習する教育法）に最適な環境を提供します。	
効率性	国の公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用や、最低限必要な整備に留めることにより財政的な負担の軽減に努めています。	
今後の課題・取組みの方向性		
機器を有効活用するため、ICT支援員とともに学習方法を工夫する必要があります。また、内蔵バッテリーの劣化等、機器の経年劣化による修繕費等の維持費の増加が見込まれますが、市内の児童・生徒数が減少傾向にあることを踏まえながら、効率的に維持できるよう努めていきます。		
評価員評価		
G I G Aスクール構想整備事業は、子どもたちがこれからの未来社会を生き抜くための力を育てるために大変重要な事業であります。今後もより活発に ICT 機器が活用されるよう工夫しながら効率的な維持管理に努めていただきたい。		

まとめ

学識経験者による評価（外部評価）

各事業については、適切に評価（内部点検・内部評価）され、定型の作業にとどまることなく改善されており、また、コロナ禍であってもオンライン会議や書面会議を導入するなど、全体的に事業は順調に実施されていると受け止めます。なかでも取組状況・実績評価から事業の目的に沿った今後の課題や取組みの方向性が前向きに設定されており、各事業がより良い方向に推進されていくと推察します。

今後の事業が、優先度や緊急性を勘案しつつ、確かな目標の達成に向けて効果的・効率的に実施されると共に、市民のニーズを反映した一宮市らしい教育行政をさらに進めるための方策となることを望みます。

III 参考資料

1 一宮市教育委員会事務点検評価員設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うため、一宮市教育委員会事務点検評価員（以下「評価員」という。）を設置することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 評価員は、教育委員会の管理及び執行する事務について、議会への提出及び公表する際に必要な点検及び評価を行う。

2 評価員が行う点検及び評価は、意見書として教育委員会に提出するものとする。

（評価員の委嘱）

第3条 評価員は、教育に関し学識経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する者5名以内とする。

（任期）

第4条 評価員の任期は、1年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から点検及び評価の議会への提出日及び公表日までとする。

（組織）

第5条 評価員の会議には、評価員の中から代表者を1人置く。

2 代表者は会務を総理する。

（会議）

第6条 評価員の会議は、教育長が招集する。

(評価員の責務)

第7条 評価員は、公正かつ公平に点検及び評価を行わなければならない。

- 2 評価員は、点検及び評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。
ただし、教育委員会及び評価員の会議が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 評価員の会議の庶務は、教育部総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価員の会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。